

・特定金属くず買受業を廃業する 場合
・複数ある営業所の1つを廃止する

※資料区分	43							※受理番号			
※受理年月日	5. 令和		年		月		日				
<p>営 業 廃 止 届 出 書</p> <p>盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第3条第2項の規定により届出をします。</p> <p>令和 8 年 12 月 1 日</p> <p>新潟県 公安委員会 殿</p> <p>届出者の氏名又は名称及び住所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1</p> <p>株式会社新潟 代表取締役 新潟 太郎</p>											
届出番号等	4	6	2	6	7	7	7	7	8桁で記載		
(ふりがな)	にいがた										
氏名又は名称	株式会社新潟										
住 所	〒(950-0965) 新潟県新潟市新光町4番地1 (025) 285 局 ×××× 番										
(ふりがな)	にいがた たろう										
法人にあつては、その代表者の氏名	新潟 太郎										
(ふりがな)	にいがた ひてつきんぞくじぎょうぶ										
営業所の名称	株式会社新潟 非鉄金属事業部										
営業所の所在地	〒(950-0965) 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (025) 285 局 ×××× 番										
廃止年月日	令和 8 年 11 月 30 日										
廃止の事由	採算が合わないため、非鉄金属事業部を廃止したため。										

備考

- ※印欄は、記載しないこと。
- 「廃止の事由」欄には、廃止の理由となった事実を具体的に記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。